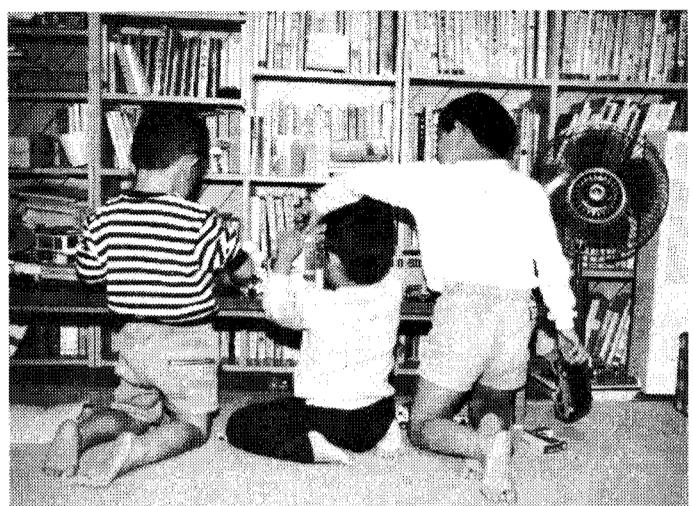


子どもよ育て地域で家庭で

親の養護に欠けた児童に里親制度



城東区の社協

発行所
社会福祉法人
大阪市城東区社会福祉協議会
人義集部目4番29号
馬井信社内
編報廣大阪市城東区役所内
電話(932) 1351
題字は馬井区社協会長

家庭に恵まれない児童の問題については、児童相談所や福祉事務所が窓口となつてその相談指導に当つてはいるが、その結果必要なときは乳育院、養護施設に入所させたり、あるいは里親に養育を委託するなどの措置がとられています。

一般市民が、こうした親の養護に欠けた児童を自分の家庭に引き取つて、暖かい愛情と和やかな家庭的雰囲気の中で養育しようというこの里親制度は、在宅福祉活動が強調される今日、今後とも注目される制度といえるでしょう。

親の家出、離婚、病気など、いろいろな理由で家庭で育てられない子どもたちを自分の家庭に引き取り、親代わりになつて育てる人を里親と呼んでいます。

里親制度には、子どもが親のもとに引き取られ、親家庭(養子里親二十八件・養育里親三十九件)までの一定期間、親に代わって養育する「養育件・養育里親六十四件」おり、うち現在、六十七件の里親の行方不明、離婚、長期入院、死亡などの理由によつて養護を必要とする大阪の子どもたちのうち、約三千人が乳育院や養護施設で生活しています。

そうした子どもたちへの対応が施設か里親かという「二者択一的な考え方」では、今日の複雑多様な子どもをめぐる問題の対応は難しく、よりよい養護形態が模索され始めているところです。

このような状況の中で地域社会での自由で、集団的な家庭生活ができる「ふれあいの家」がうまく運みました。(城東区関目一七二六九)

こういった事態に対処するため、当区内には、昭和五十五年からこの短期の里親制度に取り組んでいます。

大阪市で、昭和六十二年十月末日現在、登録されている里親家庭は五百件(養子里親四十一件・

養育里親六十四件)おり、

大阪市で、昭和六十二年十月末日現在、登録さ

れていた里親家庭は五百件(養子里親四十一件・

養育里親六十四件)おり、

大阪市で、昭和六十二年十月末日現在、登録さ

